

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成36年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
庁内関係各課長

殿

警察庁丁少発第167号
平成31年3月20日
警察庁生活安全局少年課長

家出少年発見保護活動上の留意事項について(通達)

家出少年は非行化し、あるいは福祉犯の被害者となるおそれがあることに鑑み、これを早期に発見保護することが少年の非行防止と健全育成上極めて重要なことである。

したがって各都道府県警察においては、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項等について(通達)」「平成24年3月19日付け警察庁丙生企発第10号ほか)によるほか、下記事項に留意の上、管内の実情に応じた家出少年発見保護活動を推進されたい。

記

1 早期発見活動の推進

(1) 少年が立ち寄る可能性が高い場所等に対する発見活動

発見活動を効果的に実施するため、必要により少年サポートセンターを中心として、少年警察ボランティアや学校関係者等と連携した家出少年等の発見・保護及び不良行為少年の補導の体制を確立し、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストア、ゲームセンター等少年が立ち寄る可能性が高い場所やその周辺を重点に、家出少年の発見・保護及び深夜はいかい等不良行為少年の補導活動を行うこと。

(2) 民間協力による発見活動

前記1(1)により活動を実施するにあたっては、少年が立ち寄る可能性が高い場所の管理者に対し、家出少年、不良行為少年等を発見した際には速やかに通報するよう依頼するなど、適宜協力を求めること。

(3) サイバーパトロールによる発見活動

従来街頭補導活動では発見が困難なSNS等に起因する家出少年の発見・保護を図るため、インターネット上の家出に伴う宿泊先を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った少年に対し、指導を行うなどの取組を行うこと。

(4) 交友関係等の実態把握

家出少年を早期に発見するためには少年の交友関係等について広く情報収集することが重要であることから、街頭補導等の警察活動のほか、学校等の関係機関との連携を強化し、当該少年の交友関係、生活実態等の把握に努め、把握した情報は確実に少年警察部門に集約すること。

2 家出少年発見時の適切な措置及び立ち直り支援

(1) 家出原因に応じた適切な措置

家出少年を発見した際には、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、家出等の原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うこと。

また、家出少年の対応に当たっては、継続補導等による立ち直り支援のほか、当該少年の性格、行状、家庭環境等から、他機関による対応が適当と認められるときは、適宜、関係機関への通告・送致等の所要の措置をとるほか、児童相談所、学校等の教育関係機関・団体と共に、少年サポートチームを効果的に活用すること。

特に、保護者に監護させることが不相当であると認められる家出少年については、児童相談所に通告するなど、関係機関と連携した適切な対応を行うこと。

(2) 関係機関との連携の確保等

前記2(1)により家出原因に応じた適切な措置を実施するため、平素より児童相談所、学校等の教育関係機関等の関係機関との連携を強化すること。

(3) 居住地警察署に対する通報連絡

家出少年の性格、行状、家庭環境に応じて前記2(1)の措置を必要とすると認められる者については、事後の措置について、本部少年担当課を通じて家出少年の居住地警察署に対し必要な通報連絡を確実に実施すること。

3 その他

学生の夏季休業等の期間中は、少年が家出、深夜はいかい等の不良行為に走りやすい傾向にあることから、管内の非行情勢を踏まえ、適宜、活動を強化するなど効果的な取組を推進すること。